

民生文教 常任委員会

Report

後期高齢者医療制度について調査

わかりにくい制度 細やかな情報提供と適切な運営を

委員長 原 利幸 委員 渡辺 俊彦
副委員長 小林 一幸 石内 國雄
浅見 武志
宇津木 治宣

所管事務調査日：令和元年12月9日

窓口で支払う自己負担額の一覧

所得区分	窓口負担	外来の限度額 (個人ごと)	外来+入院 限度額 (世帯ごと)	入院したとき		療養病床に 入院したとき							
				食費 (1食あたり)	食費 (1食あたり)	食費 (1食あたり)	居住費 (1日あたり)						
現役並み所得者Ⅲ 同一世帯に住民税課税 所得が690万円以上の 被保険者がいる人	3割	252,600円+(医療費 -842,000円)×1% (多数回140,100円※3)	460円 (一部260円 の場合あり)	460円 (一部医療 機関では 420円)	370円	370円	370円						
現役並み所得者Ⅱ 同一世帯に住民税 課税所得が380万 円以上の被保険者 がいる人(※1)								80,100円+(医療費 -267,000円)×1% (多数回44,400円※3)	18,000円 (年間上限 144,000円 ※2)	57,600円 (多数回 44,400円 ※3)	210円 (過去12カ月 で90日を超 える入院の場 合は160円)	210円	370円 (老齢福祉 年金受給者 は0円)
現役並み所得者Ⅰ 同一世帯に住民税 課税所得が145万 円以上の被保険者 がいる人(※1)													
一般 現役並み所得者以 外の住民税課税世 帯の人	1割	8,000円	24,600円	100円	130円 (老齢福祉 年金受給者 は100円)	100円	370円 (老齢福祉 年金受給者 は0円)						
低所得者Ⅱ 世帯全員が住民税 非課税の人(低所 得Ⅰに該当する人 を除く)	1割	8,000円	24,600円	100円	130円 (老齢福祉 年金受給者 は100円)	100円	370円 (老齢福祉 年金受給者 は0円)						
低所得者Ⅰ 住民税非課税世帯 で世帯全員が、年 金収入80万円以 下かつその他の所 得がない人	1割	8,000円	24,600円	100円	130円 (老齢福祉 年金受給者 は100円)	100円	370円 (老齢福祉 年金受給者 は0円)						

- ※1. 次の要件に該当する場合は、申請すれば「一般」の区分と同様に1割負担となります。
①被保険者が世帯に1人で、収入額が383万円未満の人
②被保険者が世帯に2人以上で、収入額合計額が520万円未満の人
③被保険者が世帯に1人で、収入額が383万円以上の人で、同一世帯内の家族に70歳から74歳の人がいる場合、その人との収入合計が520万円未満の人
- ※2. 8月1日から翌年7月31日までの1年間の外来(個人)の自己負担額の年間上限額になります。
- ※3. 過去12カ月の間に外来+入院の高額療養費の支給を4回以上受けている場合は、4回目以降の限度額が下がります。

● 制度の概要
後期高齢者医療制度は、県内全ての市町村で構成される群馬県後期高齢者医療広域連合により運営されている。広域連合は保険料の決定や医療を受けたときの給付、被保険者証の交付決定など、財政運営や資格認定などの役割を担っている。
市町村は、保険料の徴収、各種申請などの受け付け、被保険者証の引き渡しなど、主に窓口業務を行っている。

● 制度の対象者と保険料
制度の対象者は、75歳以上の及び一定の障害のある65歳から74歳の人で、本町の加入者は令和元年10月末現在、3783名である。
医療機関を受診した際の窓口負担割合は、所得に応じて決められており、現在1割負担、3割負担となっている。
保険料は被保険者が等しく負担する均等割額と、所得に応じて決まる所得割額の合計となり、個人単位で計算する。

まとめ

後期高齢者医療制度は、負担割合や負担限度額などが細かく分類されており、制度がわかりにくいとの声も聞こえてくる。町においても、窓口対応を初め、情報提供を独自で工夫するなど、誰もが利用しやすい制度となるよう細やかに対応をさしたい。
また、高齢化の進展により対象者は年々増加しており、医療費等の増加も予想される。
今後も後期高齢者医療制度が安定的に継続していけるよう、適切な運営を望む。

総務経済 常任委員会

Report

ふるさとまつり・花火大会について調査

事業継続を第一に 総合的な検討を

委員長 石川 眞男 委員 月田 均
副委員長 新井 賢次 柳 沢 浩一
高橋 茂樹
備前島 久仁子

所管事務調査日：令和元年12月6日



にぎわった「ふるさとまつり」



田園夢花火



● ふるさとまつりについて
「玉村町ふるさとまつり」は、町民のふれあいの中から、町民全ての親睦と活力をもたらすことを目的に、上下新田地区の祇園祭と共催で開催してきた。
昨年度、そのあり方を検討委員会にて検討した結果、猛暑の時期であることや「町全体のまつり」であることを再考し、「地域のまつりである祇園祭と、ふるさとまつりを分けて捉えることになった。」

● 花火大会について
毎年町内外から多くの来場者が訪れる「たまむら花火大会」は、田園地帯を会場としているため、広範囲を車両規制する必要があり、警備費用等がかさむ傾向にある。
駐車場の確保にも課題があり、収入に占める補助金の割合も多くなっている。
来年度は東京オリンピック等が開催されるため、警備員確保が困難な状況で、花火大会実行委員会は、来年度の開催を「休止」と決定した。

まとめ

ふるさとまつりや花火大会は、現在ふるさと創生基金を原資として実施しているが、本年度末現在高は3237万円余となっており、町の財政状況が厳しい中、多くの事業が縮小や削減されている現状がある。
しかし、縮小や削減ばかりでは、町は活性化しない。事業を継続するにはどうしたらよいかを第一に、開催規模・時期・場所などを総合的に検討し、歴史ある事業が継続できるよう努められたい。